

災害により死体となつた者の捜索並びに処理について

(甲通達)

(昭和35年 1月18日から第24号、捜一第65号、鑑第57号、計第9号)

災害発生時における警察活動は事態の緊迫性、被災民の要望等の関係から事実上警察本来の業務のほかに、被災地における災害救助全般にわたる活動を余儀なくされている実情であるが、これらの点について先般災害救助法第23条第10号の規定に基づく救助の種類につき、「災害救助法施行令の一部を改正する政令」(昭和34年政令第256号) をもつて新たに災害救助法適用下の救助として、「死体の捜索及び処理」が当該都道府県知事(委任を受けた市町村長を含む。以下同じ。) の事務として明確化され、この種業務の円滑な運用がはかれることとなつた旨警察庁から通達があつたので、下記事項及び別添厚生省事務次官通達の趣旨を十分検討され、被災地における警察活動に遺憾のないよう努められたい。

記

1 死体の捜索について

災害救助法が発動された場合において、当該都道府県知事がその所掌事務として行う死体の捜索範囲は、災害により行方不明になつた者のうち、諸般の事情により既に死亡していると推定されるものであること。(行方不明になつた者で生存している可能性のあるものの捜索については、災害救助法第23条第1項第5号の規定による救助業務として行うこととなる。)

したがつて、これら都道府県知事の行う捜索業務は、警察が警察法第2条の「国民の生命、身体及び財産の保護」の責務から行う被災民の救出、行方不明者の捜索等と競合して行われることとなるので、かかる場合には、関係機関と緊密な連絡を保持し、捜索活動に空白を生ぜしめないよう努めること。

2 死体の処理について

当該都道府県知事が行う死体の処理としては、原則として救護班により死体の洗浄、縫合せ、消毒等の措置、死体の一時保存、検案等の業務が行われることになるが、この場合警察官が発見し又は届出を受けた死体については、警察官として死体取扱規則、刑事訴訟法、戸籍法、検視規則等の諸規定により必要な措置をとることができることはもちろんであること。

3 死体の捜索、処理に要した費用について

災害救助法により都道府県知事が行つた死体の捜索に要した舟艇その他捜索のための機械器具等の借上、修繕、燃料、輸送及び人夫賃等の費用は、当該都道府県の負担であることが明らかとされた。この場合、当該都道府県知事の要求を受けて警察官が援助、協力したため直接要したこの種の費用については、援助を要求した当該都道府県の負担となること。

なお、本項については、本庁において厚生省と協議了解済みである。